

令和7年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

(NPO法人 ライフスパン)

科目	金 額 (単位: 円)	
	特定非営利活動に係る事業	合計
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	0
賛助会員受取会費	0	0
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
施設等受入評価益	0	0
3 受取助成金等		
受取民間助成金		
4 事業収益		
宮ロコ事業事業収益	300000	300000
5 その他収益		
受取利息		
雑収入		
経常収益計	300000	300000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
施設使用費用	150000	150000
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	150000	150000
事業費計	150000	150000
2 管理費		
(1) 人件費	0	
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	0	0
管理費計	0	0
経常費用計	150000	150000
当期経常増減額	150000	150000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		
経常外収益計		
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		
2		
経常外費用計		
経理区分振替額		
当期正味財産増減額	150000	150000
前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額)		
次期繰越正味財産額	150000	150000

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 2 設立時の資産がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 3 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する人件費及びその他の経費で、管理費以外のものをいう。事業の種類ごとの費用を表示する場合には、注記において区分して記載する。
- 4 その他の事業を実施しない場合は、「その他の事業」欄の数字をすべてゼロとする。また、その他の事業で得た利益は、「経理区分振替額」により特定非営利活動に係る事業へ振替える。

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(NPO法人 ライフスパン)

科目	金 額 (単位:円)	
	特定非営利活動 に係る事業	合計
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	0	0
賛助会員受取会費	0	0
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
施設等受入評価益	0	0
3 受取助成金等		
受取民間助成金		
4 事業収益		
宮ロコ事業事業収益	600000	600000
5 その他収益		
受取利息		
雑収入		
経常収益計	600000	600000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
施設使用費用	300000	300000
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	300000	300000
事業費計	300000	300000
2 管理費		
(1) 人件費	0	
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	0
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	0	0
管理費計	0	0
経常費用計	300000	300000
当期経常増減額	300000	300000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益		
経常外収益計		
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損		
2		
経常外費用計		
経理区分振替額		
当期正味財産増減額	300000	300000
前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額)	150000	150000
次期繰越正味財産額	450000	450000

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別に作成する。
- 2 設立時の資産がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 3 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する人件費及びその他の経費で、管理費以外のものをいう。事業の種類ごとの費用を表示する場合には、注記において区分して記載する。
- 4 その他の事業を実施しない場合は、「その他の事業」欄の数字をすべてゼロとする。また、その他の事業で得た利益は、「経理区分振替額」により特定非営利活動に係る事業へ振替える。